

ようこそ！神奈川県へ

～訪日外国人向け ガイドブック～



神奈川県警察

神奈川県警察は、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、力強い各種警察活動を展開しています。

日本での滞在を快適に送るために

日本の法律、最低限のマナーを守りましょう。
日本では、**20歳未満の飲酒、喫煙は法律で禁止**されています。

パスポートを携帯してください

日本に短期滞在する外国人の方は常時、旅券（パスポート）の携帯が義務付けられています。
警察官が職務の執行にあたり、旅券の提示を求めたときは提示してください。
罰則：10万円以下の罰金

落とし物や忘れ物をしたら・・・



すぐに近くの交番か警察署に届けてください。
落とし物を拾ったときも同じように届けてください。
※落とし物などを持ち帰ることは犯罪です。



事件や事故に遭ってしまったら・・・

落ち着いて110番してください。



携帯電話から		そのまま数字の１１０を順に押してください。 （市外局番は必要ありません。）
固定電話から		そのまま数字の１１０を順に押すか、回してください。
公衆電話から （料金は不要です）	赤色の 緊急通報ボタン がある場合	受話器を取って、前面にある「赤ボタン」を 押してから、数字の１１０を順に押します。
	赤色の 緊急通報ボタン がない場合	受話器を取って、そのまま数字の１１０を順 に押します。 

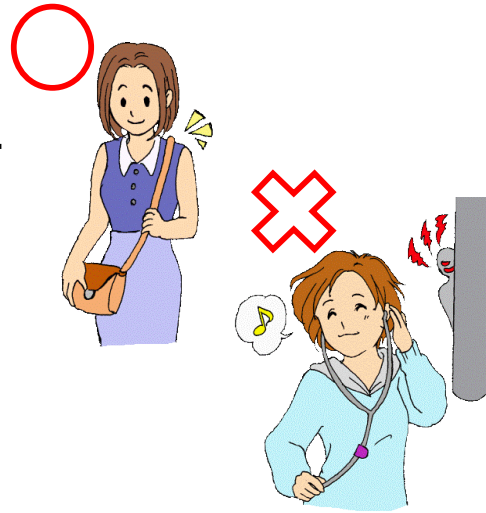


安心して電話をかけてください。多言語で対応します。

犯罪被害の予防

ひったくりに注意！

- ・ バッグは車道と反対側に持ち、ショルダーバッグは紐を斜め掛けにしましょう。
- ・ 歩きながらスマートフォンを操作したり、イヤフォンなどで音楽を聞くことは周囲の物音や、状況がわかりづらくなるのでやめましょう。



- ・ 後方から来るバイク等に注意を払い、振り返りましょう。
- ・ 遠回りでも明るく人通りの多い場所を選んで歩きましょう。

置ききに注意！

置ききの犯人は、一瞬の隙を狙っています！

- ・ バッグなど持ち物は体から離さないようにしましょう。
- ・ バッグを床などに置くときは、足の間に置くなど簡単に持ち去られないようにしましょう。



トイレや電話など少し席を離れたとき
券売機で切符を買うためにバッグを置いているとき
などは特に注意が必要です。

痴漢に注意！



- ・ 暗い道はなるべく避け、周囲に不審な人はいないか、後をつけてくる人がいないか注意しましょう。
- ・ 防犯ブザーなどの携帯警報器を持ち歩きましょう。

交通ルール

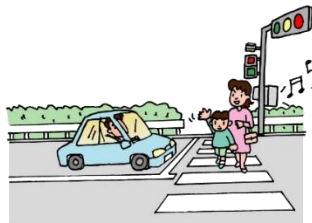
道路は多くの人や車が通行します。安全、円滑に通行できるよう交通ルールを守ることを心がけてください。

周囲の歩行者や車の動きに注意し、相手への思いやりを持ちましょう。

道路を通行する（歩く）

○通るところ

- ・歩道や路側帯があるときは、そこを通ります。
- ・歩道も路側帯もないときは、道路の右端を通行します。



○横断方法

- ・横断歩道や歩道橋、地下道が近くにある場合は、そこを横断します。
- ・「歩行者横断禁止」の標識がある道路は絶対に横断してはいけません。



「歩行者横断禁止」の標識

自転車を利用する

○通るところ

- ・車道が原則、車道の左側端を通行
- ・自転車道があるところでは、そこを通ります。



○歩道通行ができる場合

- ・自転車が歩道を通行できる標識がある歩道は、歩行者優先で車道寄りを徐行します。
- ・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の不自由な人は、歩道を自転車で通行できます。



「自転車及び歩行者専用」の標識

○禁止事項（一例）

- ・飲酒運転
- ・二人乗り
- ・並進
- ・無灯火
- ・傘をさしての運転
- ・携帯電話やスマートフォンの通話、操作しながらの運転



交通事故に遭ったときは



- ・直ちに車両の運転を停止します。
- ・事故の続発を防ぐ措置をします。
- ・負傷者がいる場合は、電話番号119で救急車を呼びます。
- ・負傷者の有無にかかわらず、警察に110で連絡します。



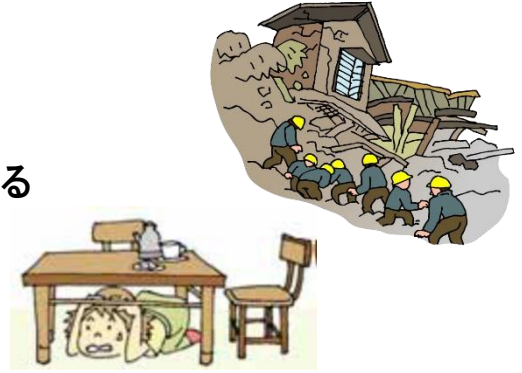
災害対策

日本は、地震や台風などの自然災害が多い国です。
災害はいつ起こるか分からないので、次の点に注意してください。

地震が発生したときは

○屋内にいるとき

- ・机やテーブルの下に入り、身の安全を確保する
- ・ドアを開けて非常口を確保しておく
- ・あわてて外に飛び出さない
- ・揺れが収まったら火の始末



○屋外にいるとき

- ・バッグや上着で頭を保護して広い場所などに一時避難
- ・倒れやすい物（ブロック塀や電柱など）から離れる

※海や川の近くでは、津波がくることがあるので、すぐに岸から離れて、出来るだけ高い所に避難し津波情報を確認しましょう。



台風が来たときは

- ・外出を控えテレビやラジオのニュースを聞き、「台風情報」などの気象情報を確認する
- ・急傾斜地や増水した川など、危険な場所には近づかない
- ・「避難勧告」が発令された場合は、避難場所など安全な場所に避難する



事前に確認しておくこと

- ・避難場所はどこにあるか確認する
- ・避難する時に何を持って行くか（食料、衣類、現金など）確認する



身の危険を感じたら自主的な避難を心掛けましょう。

無人航空機（ドローン等）の飛行ルール

無人航空機（ドローン等）を飛行させる場合には、下記の飛行ルールがあります。

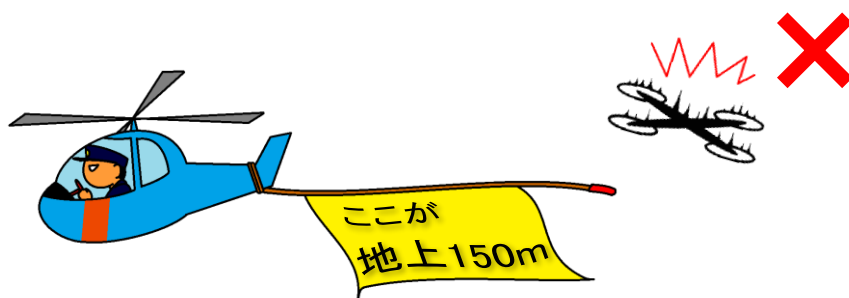
飛行ルールに違反した場合、罰則がありますのでルールを守って飛ばしましょう。

飛行禁止区域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されています。

飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。ので、所定の手続きを行ってください。

- 空港周辺
- 150m以上の上空
- 人口集中地区の上空



（飛行させたい場所が該当するかは、国土交通省のHPで確認できます）

遵守事項となる飛行の方法

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、次のルールを守ることが必要です。

（飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合でも同様です。）

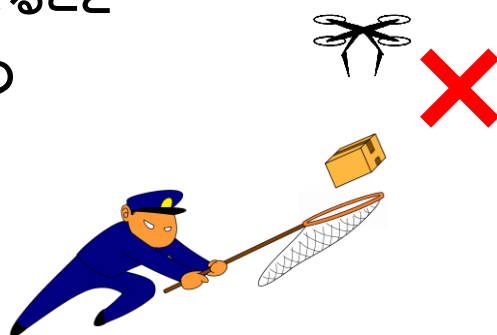
- ① アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- ② 飛行前確認を行うこと
（飛行に必要な準備が整っているか確認する）
- ③ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- ④ 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと



承認が必要となる飛行の方法

次に該当する方法によらず飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要です。ので、所定の手続きを行って下さい。

- ① 日中(日出から日没まで)に飛行させること
- ② 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- ③ 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- ④ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- ⑤ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ⑥ 無人航空機から物を投下しないこと



小型無人機等飛行禁止法(略称)

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」により、指定された施設の敷地やその周辺おおむね300mの地域の上空は、原則、ドローンなどの小型無人機(重量の制限はありません。)の飛行が禁止となります。

飛行させたい場合には各種手続きが必要になるので、必ず事前に確認をしてください。

神奈川県内では防衛関係施設等が指定されています。

施設の詳細や手続きの方法については、神奈川県警察のHPを確認して下さい。





神奈川県警察

Kanagawa Prefectural Police Department